

# 建築確認申請事前相談について

高砂市では、建築基準法第 18 条の 3 第 1 項の規定に基づき平成 19 年 6 月 20 日付け国土交通省告示第 835 号で定められた「確認審査等に関する指針」による厳格な確認審査への移行にあたり、適切な運用を図るため、建築確認申請に先立って事前相談を受け付けます。（注意：事前相談は義務ではありません、希望される方のみ依頼を受けて行う制度であり、事前相談制度を行わず確認申請の提出は可能です。）

対 象：高砂市内で建築する建築物・工作物・昇降機のうち、高砂市に確認申請を提出する予定のもの。

方 法：提出予定の確認申請書の写し一式に、相談したい内容を具体的に明示した書類（様式 1）を添付の上、高砂市まちづくり部建築指導課へ持参してください。

処 理 期 間：依頼受付後、法第 6 条第 1 項第 1 号から第 3 号に該当する建築物は概ね 4 週間、同第 4 号に該当する建築物は概ね 10 日を目安とします。終了後相談者へお返しします。

事前相談の内容：意匠、構造及び建築設備について受け付けます。（但し、構造計算適合性判定に係る部分を除きます）

確認申請書の提出：正 1 部、副 2 部（適合性判定機関経由するものについては副 3 部）と事前相談でお返しした「提出予定の確認申請書の写し一式（高砂市建築指導課で書き込み等を行ったもの）」をあわせて提出してください。

その他（注意）：この事前相談は申請書全てについて正式に審査するものではありません。この制度を活用し事前相談された場合であっても、相談箇所以外で確認申請提出後不適合が発見される場合があることを了承下さい。  
この相談結果を総合的に判断し、設計者の責任において改正された建築基準法及び関係規定に適合するよう確認申請書を作成の上、高砂市建築主事の確認を受けてください。

お問い合わせ

高砂市まちづくり部建築指導課

電話 079-443-9035（直通）

様式1

法解釈、図面表記方法、添付図書の要否等、相談したい内容を具体的にお書き下さい。  
欄の大きさは適宜変更されてかまいません。

	相談したい内容（具体的にお書き下さい）	高砂市チェック欄
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		